

諮問第28号の答申 社会生活基本調査の変更について（案）

本委員会は、社会生活基本調査の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

2 理由等

(1) 調査事項

ア 勤務形態の追加（調査票 A、B）

総務省は、雇用されている者について、「勤務形態」を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、勤務形態の多様化の実態を踏まえた生活時間の分析を可能とするものであり、おおむね適当である。

ただし、的確な回答を得る観点から、「短時間勤務」の説明文から「同じ事業所で働く」の文言を削除することが必要である。

イ 年次有給休暇の取得日数の追加（調査票 A、B）

総務省は、「年次有給休暇の取得日数」を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、ワーク・ライフ・バランスの進展についての分析を可能とするものであり、おおむね適当である。

ただし、選択肢の一つである「0日」の回答については、年次有給休暇が付与されていない者と年次有給休暇は付与されているが取得していない者とが混在しないように、「付与の有無」を把握することが必要である。

ウ 1週間の希望就業時間の追加（調査票 A、B）

総務省は、有業者及び就業を希望する無業者について、「1週間の希望就業時間」を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、有業者及び無業者における就業に関する希望と就業実態とのミスマッチの状況について把握することを可能とするものであり、おおむね適当である。

ただし、①有業者の実態と無業者の実態との比較を可能とする観点から時間

階級を統一すること、②有業者と無業者とを同じ条件で把握するため、有業者に係る設問の説明文を無業者に係る設問の説明文と同じ文言に変更すること、③就業を希望していないものの、働かざるを得ない者のための選択肢を追加することが必要である。

エ ふだんの健康状態の追加（調査票 A、B）

総務省は、有業者について、「ふだんの健康状態」を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、ふだんの健康状態が就業時間の長短に影響を与えると考えられ、その関係を分析する上で有益なものであり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）においても、その追加について指摘されていることから、おおむね適当である。

ただし、現行の計画案では、健康に不安を抱えていて、本当は休業や就業時間の短縮をしなければならないような場合であっても、「仕事には影響がない」にマークされるなど、実態が正確に把握できないおそれも否定できない。したがって、選択肢については、仕事との関係に限定せずに、健康状態をより一般的に尋ねることとし、集計・分析に当たって、改めて仕事と健康を関係付けることが望ましい。

オ 仕事から得られる個人の年間収入の追加（調査票 A、B）

総務省は、有業者について、仕事から得られる「個人の年間収入」を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、「世帯の年間収入」を把握する調査事項と重複感を与える懸念があるが、ワーク・ライフ・バランス推進の一環として「就労による経済的自立が可能な社会」の実現が目標とされているところ、収入面での自立可能性を測る指標として有益なものであるとともに、収入と労働時間との多様な分析が可能となり、基本計画においても、その追加について指摘されていることから、適当である。

カ ボランティア活動に係る 1日当たりの活動時間の追加（調査票 A）

総務省は、「ボランティア活動に係る 1日当たりの活動時間」を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、国際労働機関が提案しているボランティア活動の計測に関するマニュアル（草案）において、当該活動時間の把握が提案されていることを踏まえたものであることから、適当である。

キ 所属するボランティア団体等に係る選択肢の追加（調査票 A）

総務省は、団体等に所属してボランティア活動を行っている場合の団体の区分を細分化し、選択肢に「NPO（特定非営利活動法人）」を追加するほか、町内会などについても地域社会とのつながりについて明示する記載に変更することを計画している。

これについては、NPOやコミュニティに所属して行う活動状況を的確に把握することを可能とすることから、適当である。

ク ボランティア活動のうち「子供を対象とした活動」の例示について（調査票 A）

総務省は、ボランティア活動の選択肢の一つとして「子供を対象とした活動」を設け、その例示として「子供会の世話 子育て支援ボランティア いじめ電話相談 など」と記載することを計画している。

しかしながら、子どもを対象とした活動としては、PTA活動に代表される学校等における行事の手伝いも一般に見られるものであることから、このような活動状況の把握に漏れが生じないような例示に変更することが必要である。

ケ 10歳未満の世帯員に係る調査事項の記述について（調査票 A、B）

総務省は、10歳未満の世帯員について引き続き、在学・在園の状況等について把握することとしているが、よりの確な表現とするため、調査票中の表記について、「10歳未満の人」を「10歳未満の世帯員」に改めるとともに、「ふだん世帯以外の人から」を「ふだん世帯員以外の人から」に改めることが必要である。

コ 世帯員以外の者から受けている育児の手助けの状況を把握する調査事項の追加（調査票 A、B）

総務省は、10歳未満の世帯員に係る育児・子育てについて、世帯員以外からの育児の手助けの有無及び手助けを受けている場合に誰から手助けを受けているかを把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、少子化対策に資する基礎データを提供するとともに、地域コミュニティにおける助け合いの状況の把握にも資することから、おおむね適当である。

ただし、①近隣の知人が善意により子どもの世話をを行ったような場合、計画のままでは、「近隣の知人 友人などから」又は「ボランティア ベビーシッター 保育ママなどから」に回答が分散する可能性があること、②地方自治体の子育て支援が多様化しており、選択肢にない手助けを受けている可能性があることから、重複や漏れが生じない選択肢に変更することが必要である。

サ 携帯電話やパソコンの使用状況等の削除（調査票 A）

総務省は、「携帯電話やパソコンの使用状況等」を把握する調査事項を削除することを計画している。

これについては、携帯電話やパソコンの普及が進んでおり、生活行動としてことさらに把握する必要性が低下していることから、適当である。

シ 週休制度の削除（調査票 A）

総務省は、「週休制度の有無・内容」を把握する調査事項を削除することを計画している。

これについては、週休2日制度が定着し、それに伴う生活時間の配分の傾向も大きく変わらないと考えられることから、適当である。

ス 連続休暇の取得状況の削除（調査票 A）

総務省は、「連続休暇の取得状況」を把握する調査事項を削除することを計画

している。

これについては、上記2(1)イのとおり、ワーク・ライフ・バランスの進展状況をよりの確に把握するため、年次有給休暇の取得日数を調査事項に追加することとしていることを受け、報告者負担軽減のため、その代替として削除するものであり、やむを得ない措置である。

セ 居住室数の削除（調査票A、B）

総務省は、「居住室数」を把握する調査事項を削除することを計画している。

これについては、居住室数の違いによる生活時間の有意な差異がみられないこと、また、報告者負担軽減の観点から、適当である。

ソ 生活行動種目の見直しについて（調査票A）

平成18年調査計画に対してなされた統計審議会（当時）の答申において、「生活行動種目については、行動者率等を踏まえ、見直しをすべき」とする旨の指摘がなされていた。

今回、総務省は、平成18年社会生活基本調査結果に基づき、①各種目別の行動者率について極端に低いものは見られなかったこと、②フリー記入欄を設けているスポーツ及び趣味・娯楽において、フリー記入された種目のうち、具体的に列挙された種目と比べ、特に行動者率が高い種目はなかったことから、今回調査においては、生活行動種目の変更を行わないこととしている。

これについては、平成18年社会生活基本調査結果に基づき、各種目別の行動者率を比較した上で種目の選定を行っており、生活行動種目の変更を行わないことは適当である。

(2) 調査方法

ア 調査票の回答方式の多元化について

本調査について、総務省は、従前どおり、原則として、調査員が調査票を配布・回収する方法により実施することを計画している。

これについては、本調査が、生活時間を詳細に把握するための調査であり、調査対象となる日から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な報告が得られなくなるという特性を有することを勘案すると、調査員調査で、正確な回答を得ることを優先するべきであることから、適当である。

また、総務省は、今回から、調査票Bについて、インターネットを利用した回答を可能とすることを計画している。

インターネットを利用して回答を行う方式を導入することは、国民の個人情報保護意識の高まりや昼間不在世帯の増加による調査を取り巻く環境の変化があることを受けたものであり、回答時のチェック機能などにより正確性を確保しつつ、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を可能とする措置であることから、適当である。

ただし、インターネット回答方式は、今回、本調査において初めてかつ全国一斉に導入することとしていることから、効果や導入に伴う事務負担を検証す

るために、報告者数が少ない調査票Bに限定して導入することは、やむを得ない措置である。

イ コールセンターの設置について

総務省は、民間事業者への委託により、コールセンターを設置することを計画している。

これについては、都道府県及び調査員の照会対応業務等の事務負担軽減を図るものであることから、適当である。

(3) 集計方法

総務省は、調査事項の充実を踏まえ、①ワーク・ライフ・バランスの分析に資する集計、②NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する集計、③介護・育児に着目した集計を充実することを計画している。

これについては、調査事項の充実に伴って集計の充実を図ることは、政策課題を検討するための有用な情報を提供することになると考えられることから、適当である。

また、調査票Bの生活時間欄の集計に当たっては、集計項目の一部を細分化して集計することを計画している。

これについては、諸外国の調査結果において用いられている行動分類に対応した組替え集計を行うことを可能とするものであり、国際比較可能性向上の観点から、適当である。

3 今後の課題

本委員会では、調査票の回収方法について、上記2(2)アのとおり、正確な回答を得る観点から、原則、調査員が回収を行うことが適当と判断した。

しかしながら、国民の個人情報保護に関する意識の高まり、ライフスタイルや居住形態の変化等により、調査員調査が以前よりは難しくなっているという一般的な事情も理解できるものである。

したがって、このような調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、次回調査に向けて、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要がある。

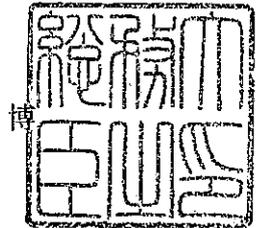


総政企第247号
平成22年10月22日

統計委員会委員長

樋口美雄 殿

総務大臣
片山善博



諮問第28号

社会生活基本調査の変更について（諮問）

標記について、平成22年10月7日付け総統労第104号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(平成 23 年に実施される社会生活基本調査の計画について)

1 調査の目的等

社会生活基本調査（以下「本調査」という。）は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査は、昭和 51 年から 5 年周期で実施されており、平成 21 年 4 月からは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面施行に伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計（社会生活基本統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本調査から得られる結果は、男女共同参画社会及び仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）の推進並びに少子高齢化対策等各種行政施策のための基礎資料のほか、無償労働、ボランティア活動など学術研究分野でも広く活用されている。

なお、本調査は、生活時間記入欄について、あらかじめ調査票に行動内容の選択肢を示して記入を求める調査票 A（プリコード方式）と、報告者による自由記入を集計段階で分類する調査票 B（アフターコード方式）により行われ、前者は約 7 万 9 千世帯、約 19 万人を対象として行い、後者は前者の対象とは異なる約 5 千世帯、約 1 万人を対象として行う。^(注)

(注) 調査票 A は、大規模な標本調査として、多様化している国民の生活時間及び生活行動を的確に把握し、必要な地域集計や家族類型別の集計を行うものであり、これに対して、調査票 B は、全国表彰が可能な範囲の標本数で調査を実施し、事後的に詳細な生活時間の集計を可能とするものであり、無償労働に係る時間の詳細分析、生活行動に係る国際間の比較を行うものとして、平成 13 年調査から用いられている。

2 申請の趣旨

少子高齢化の急速な進行、就業構造の変化や勤務形態の多様化等、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、労働時間その他の生活時間の分析に資する観点や地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点からの調査項目の検討を求められていること、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことがうたわれていること等を受け、国民の生活行動及び生活時間の変化の実態をよりの確に把握するため、報告者負担に配慮しつつ、調査事項等の変更を行うほか、調査結果の国際比較可能性向上の観点から、生活時間に係る詳細行動分類の一部見直しを行う。

3 主な変更内容

(1) 主な調査事項の変更

ア 調査内容の充実

(イ) 勤務形態の追加（調査票 A、B）

フレックスタイムや裁量労働制、短時間勤務など勤務形態の多様化が進んでおり、勤務形態（フルタイムか短時間勤務かなど）によって生活時間の配分に違いがあると考えられることから、雇用されている人について、勤務形態を新たに追加する。

(ロ) 年次有給休暇の取得日数の追加（調査票 A、B）

本調査で年次有給休暇の取得日数を把握することにより、年次有給休暇の取得日数

と生活時間の配分や生活行動との関係に関して、より詳細な分析が可能となることから、過去1年間の年次有給休暇の取得日数を新たに追加する。

(ウ) 1週間の希望就業時間の追加（調査票A、B）

実際の就業時間と希望する就業時間との差（満足度）と生活時間の配分との関係を分析することにより、ワーク・ライフ・バランスの分析に資するデータを提供するため、有業者に係る1週間の希望就業時間を新たに追加する。

また、調査票Aにおいては、潜在的な労働力を計る観点から、無業者のうち就業希望のある人について、1週間の希望就業時間を新たに追加する。

(エ) ふだんの健康状態の追加（調査票A、B）

日ごろの健康状態が、労働時間の配分を大きく左右すると考えられることから、有業者に係るふだんの健康状態を新たに追加する。

(オ) 個人の年間収入の追加（調査票A、B）

夫婦共働き世帯など、世帯の中で複数の者が就業するケースが少なくない中、就業と生活時間の関係を分析する上では、従前から把握している世帯全体の年間収入に加えて個人の年間収入の把握が重要であり、また、ワーク・ライフ・バランスでの経済的自立の指標としても個人の年間収入が重視されていることから、従前から把握している世帯全体の収入に加え、個人の年間収入を新たに追加する。

(カ) ボランティア活動に係る1日当たりの活動時間の追加（調査票A）

国際労働機関が提案している「ボランティア労働の計測に関するILOマニュアル（草案）」（第18回国際労働統計家会議（平成20年））において、1回当たりの活動時間の把握が提案されていることから、ボランティア活動を行う場合の1日当たりの活動時間を新たに追加する。

(キ) 所属するボランティア団体等に係る選択肢の追加（調査票A）

従前から、所属するボランティア団体について把握しているが、NPOや地域コミュニティに所属して行う活動の状況をよりの確に把握するため、選択肢を追加する。

(ク) 世帯員以外の者から受けている育児の手助けに係る選択肢の追加（調査票A、B）

少子化対策に資する基礎データを提供する観点から、育児期の子を持つ親の就業時間と育児の手助けの状況を把握するため、世帯員以外の者からの育児の手助けの有無及び誰から手助けを受けているかについて把握する項目を新たに追加する。

イ 調査事項の削除

(ア) 携帯電話やパソコンの使用状況等の削除（調査票A）

急速な情報技術の進展を踏まえ、情報通信機器の利用が生活行動や生活時間の配分に与える影響を分析するため、①携帯電話やパソコンなどの使用状況及び②インターネットの利用状況について、平成13年調査から調査事項として設けていた。

しかしながら、他の調査事項の追加に伴い、報告者負担に配慮する必要があることから、他の項目と比較し相対的に重要度の低下した携帯電話やパソコンなどの使用状況等を、調査票Aからは削除する。

なお、生活時間調査における先進的指針である「欧州統一生活時間調査 2008年ガイドライン」において、パソコンやインターネット接続機器の保有状況を把握することが推奨されていることから、国際比較を念頭に置いている調査票Bについては、従前どおり把握する。

(イ) 週休制度の削除（調査票A）

週休制度は、週休2日制の普及に伴う休日の増加が、生活行動にどのような影響を及ぼすかを把握するため、調査開始時から設けられていた調査事項である。

しかしながら、週休2日制度が定着し、今後、その傾向は大きく変わらないと考えられること、また、他の調査事項の追加に伴い、報告者負担に配慮する必要があることから、週休制度を削除する。

(ウ) 連続休暇の取得状況の削除（調査票A）

連続休暇の取得状況は、1週間以上の連続した休暇の取得が、家族との交流などの生活行動にどのような影響を及ぼすかを把握するため、昭和61年の調査から追加された調査事項である。

しかしながら、上記3(1)ア(イ)のとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進状況を把握するため、年次有給休暇の取得日数を調査事項に追加することとしたことから、報告者負担に配慮し、連続休暇の取得状況を削除する。

(エ) 居室数の削除（調査票A、B）

居室数は、居室の数と家事に費やす時間、家族と一緒に過ごす時間の関係など生活時間の配分との関係を把握するため、調査開始時から設けられていた調査事項である。

しかしながら、居室数の違いによる生活時間の有意な差異がみられないこと、また、他の調査事項の追加に伴い、報告者負担に配慮する必要があることから、居室数を削除する。

(2) 調査方法の変更

ア インターネットを用いた回答方式の一部導入

インターネットを利用して回答を行う方式について、調査の効率化等が期待できる一方、都道府県にとって新たな事務負担となることも考慮し、報告負担が大きく、標本数の少ない調査票Bについてのみ導入する。

イ コールセンターの設置

調査に関する照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置する。

(3) 集計事項の変更

調査事項の充実を踏まえ、①ワーク・ライフ・バランスの分析に資する集計、②NPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する集計、③介護・育児に着目した集計を充実する。

また、調査結果の国際比較可能性の向上の観点から、調査票Bにより把握する生活時間について、諸外国の調査結果において用いられている行動分類に対応した組替え集計を行うことが可能となるよう、詳細行動分類の項目の一部を細分化して集計する。

社会生活基本調査の概要

調査の目的等

国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間、地域活動等へのかかわりなどの実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。

本調査は、昭和 51 年以降 5 年ごとに実施されており、平成 23 年調査は 8 回目に当たる。

調査の概要

○ 調査の構成

- | | | |
|--------------|-------------|--|
| 調査票 A | 調査対象 | 約 7 万 9 千世帯
(10 歳以上の世帯員：約 19 万人) |
| | 調査事項 | 1 日の生活時間配分（プリコード方式：行動を所定の選択肢に沿って記入する方式）、過去 1 年間の自由時間における主な活動 |
| 調査票 B | 調査対象 | 約 5 千世帯
(10 歳以上の世帯員：約 1 万人) |
| | 調査事項 | 1 日の生活時間配分（アフターコード方式：回答者が自由に詳細な行動を記入する方式） |

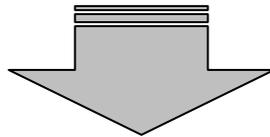
- **調査の期日** 平成 23 年 10 月 20 日現在
(1 日の生活時間配分については、10 月 15 日から 23 日までの 9 日間のうちの連続する 2 日間)

- **調査の流れ** **総務省**—**都道府県**—**指導員**—**調査員**—**調査世帯**

近年の重要課題（新たなニーズ）

平成 23 年調査においては、少子高齢化の進展や雇用の構造的な変化等社会経済状況の変化を考慮するとともに、以下の事項を踏まえ、調査内容の見直し等を行う。

- ① 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）
 - ・ 個人の年間収入、健康状態など労働時間等の分析に資する項目の追加の検討
 - ・ NPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する調査項目、集計内容の検討
- ② 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）
 - ・ ワーク・ライフ・バランス（年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮、育児休業等の取得促進）の実現、「新しい公共」の支援



平成 23 年調査のポイント

- ワーク・ライフ・バランスの分析に資する調査事項の充実（勤務形態、有給休暇の取得日数、就業希望時間、世帯外からの育児の手助けの状況等の追加）
- 労働時間等の分析に資する調査事項として、個人の年間収入や健康状態の追加
- 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から、各種の「ボランティア活動」について、NPOや地域に根付いた組織とのかわりや、1回の活動当たりの平均時間の把握
- ワーク・ライフ・バランスや、育児・介護等に関係する集計の充実
- オンライン調査の一部導入とコールセンターの導入による調査の効率的かつ円滑な実施
- 国際比較性の向上のため、生活時間に係る行動分類の一部細分化

社会生活基本調査結果の利用状況

行政施策上の利用等

- ① 仕事と生活の調和推進における利用
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）等において、仕事と生活の調和の進展度合いを把握する指標として利用
- ② 男女共同参画推進における利用
男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供の一環として、基礎資料を提供
- ③ 「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）における施策に関する数値目標（参考指標）として利用
等

国際比較のための利用

- ① 国際比較のためのデータの提供
経済協力開発機構（OECD）が社会状況等について、OECD加盟国間の比較結果をまとめる際に必要なデータを提供
- ② 研究者によるデータの活用
研究者が生活時間に関する国際比較を行う際に、調査票情報の二次利用により、本調査結果を活用
等

地方公共団体の利用

- ① 都道府県における男女共同参画計画を策定する際の基礎資料を提供
- ② 都道府県が、少子・高齢化対策、子育て支援、文化振興・地域振興・生涯学習・スポーツ振興等の施策立案を行うための基礎資料を提供
等

第26回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成23年1月7日（金） 15:00～16:40

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

（部会長）阿藤誠

（委員）津谷典子、安部由起子

（専門委員）佐藤香、嶋崎尚子

（審議協力者）総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
神奈川県

（調査実施者）総務省統計局労働力人口統計室：栗原室長ほか

（事務局）内閣府統計委員会担当室：高木参事官

総務省政策統括官室：吉田調査官ほか

4 議 題 社会生活基本調査の変更について

5 結果概要

部会長から答申案が示され、審議の結果、下記の意見を踏まえた所要の修正が行われることを前提として、答申案が了承された。

（1）ふだんの健康状態の追加

○ 健康状態と就業時間との関係を分析するための項目として本調査事項が設けられたわけだが、設問自体を仕事とのみ関連付けてしまうと、健康状態を的確に把握できないことが懸念される。そこで、設問自体は、ニュートラルなものにすることとしたもの。答申案では、ここまですら記載していないので、一見すると矛盾した記述のように見えてしまうが、元々の目的を考えると、当然、集計・分析時には、仕事と関連付けることが想定されている。したがって、その旨を追記することにより、本調査事項の目的とその内容が一貫していることが分かるように修正してはどうか。

○ 「通常勤務や超過勤務をせざるを得ない人について」は、実態が正確に把握できない可能性の一例にすぎず、それだけを強調することは適切ではない。したがって、この部分は削除すべき。

（2）個人の年間収入の追加

収入に関しては、本調査事項のほかに、従前から、世帯の年間収入を把握する調査事項もあることから、答申の記載ぶりに配慮しないと、調査事項の重複を認めたかのような印象を与えることが懸念される。したがって、そのような懸念はあるものの、ここで把握するのは仕事からの収入であって内容的には異なるものであり、本調査事項の有用性が高いことから調査事項の追加を認めるという趣旨が明確になるように修正すべき。

（3）今後の課題

○ 課題をなるべく具体的に記載すべき。

- 短い文章の中に、「国民の個人情報保護に関する意識の高まり」という文言が2回出てくるので重複感が強い。2回目の文言については、「このような調査環境の変化」といった別の表現に改めるべき。
- 本部会の議論においては、正確な報告を得るための調査方法として、調査員調査に対する期待が大きかったように思うが、大都会にあっては、調査員の確保そのものに苦慮しているところであり、そういった状況にあって、調査員の質の確保についても、決して楽観できる状況にはない。また、調査員調査において、調査員が回収に訪問した際に、なぜ調査員に直接渡す方法しか認められないのかと問われることや、報告者と会えないことが増えてきている。本調査において、調査員調査を原則とすることはやむを得ないが、調査票の提出方法については、状況に応じて柔軟に対応できるよう、その多様化についての検討は、引き続き行ってほしい。
→ 本調査が生活時間調査であるという特性から、郵送提出を全面的に認めることは適当ではないが、調査員調査が困難になってきている状況も理解できるので、単に、「提出方法の検討」とせず、「提出方法の多様化」という検討の方向性を記載してはどうか。
- 調査員調査が困難になってきている背景としては、個人情報保護意識の高まりだけではなく、他の要因も併記すべき。